

2014年2月18日

厚生労働省 医薬食品局
食品安全部 監視安全課
輸入食品安全対策室 御中

平成26年度輸入食品監視指導計画（案）に対する意見について

（法人名）日本生活協同組合連合会
（所在地）〒150-8913 東京都渋谷区渋谷 3-29-8

輸入食品の安全確保のための貴省の取り組みについて、敬意を表します。

この間、輸入食品の監視指導が着実に実施され、また、輸出国に対して日本の食品安全規制について理解を広げる取り組みを進めていることは、評価できると考えます。

この間、日本に輸入される食品の量は、重量ベースでは横ばいですが、届出件数は増え続けています。食品の安全を確保するためには、きめ細かい対応が求められおり、輸入動向をふまえた監視体制の整備は、引き続き重要な課題であると考えます。

以上のことを踏まえ、平成26年度輸入食品監視指導計画（案）（以下「計画（案）」）について、当会の意見を提出いたします。

1. 病原微生物のモニタリング検査を着実に実施し、輸入食品由来の食中毒が発生しないよう十分な対策を行ってください。

食品の病原微生物汚染については、国民の命と健康に直結する問題であり、これらのモニタリング検査を引き続き重視し、着実に実施してください。多様な食品が輸入されていることを踏まえ、丁寧なモニタリング検査を実施し、輸入食品由来の食中毒が発生しないようにしてください。

2. 食品防御の問題について、調査研究や国内外関係機関との連携など、積極的な対応を行ってください。

今年度は、国内で生産された食品において農薬の混入が発生しました。食品防御への対応は、輸入食品においても国内で生産される食品においても引き続き課題となっています。

輸入食品においては、これまで輸出国情報の収集、輸出国との二国間協議、現地調査などが行われています。これらを含め、様々な場面を通じて、輸出国の安全対策に関する情報収集等を推進し、有毒・有害物質の意図的な混入防止のための調査研究や国内外関係機関との連携など、問題の未然防止のための取り組みを積極的に推進してください。

3. 輸入食品へのリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。
特に消費者・国民が理解を深められるよう、情報の提供方法及びわかりやすさについて改善してください。

輸入食品に対する消費者・国民の不安は、依然として大きいものがあります。生協の組合員においても輸入食品に対する不安の声は根強く、安全性についての問い合わせは継続して寄せられています。当会では、輸入食品についての組合員への情報提供の充実を図ってきたところです。

貴省では、継続的に輸入食品の監視指導に取り組んでこられましたが、その内容は、必ずしも国民に十分理解され、安心感につながっているというわけではありません。輸入食品に関しては、検査数が少ないという消費者の声が多くありますが、これについては、輸入時の検査のしくみやモニタリングの意味についてのわかりやすい解説が必要です。

貴省のホームページでは、放射性物質やBSEなどについて、情報が整理され、わかりやすく示されています。輸入食品についても、消費者・国民が理解を深められるように情報の提供方法を工夫してください。

以上